

子ども・若者計画

計画策定の趣旨(富津市こども計画に内包する理由)

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村計画です。

子供・若者育成支援推進大綱(国)及び都道府県子ども・若者計画(第4次千葉県青少年総合プラン)を勘案して、当該市町村区域における子ども・若者育成支援に関する計画「子ども・若者計画」を定めるように努力義務が課されています。

本計画は、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活に営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「(仮称)富津市こども計画」に内包することとします。

施策の方向性

1. 子ども・若者の成長と自立に向けた支援の実施

施策の方向性	施策の展開例
自ら学び行動する力の向上	学びの機会の充実
	情報社会等への対応力向上
体験や交流を通じた自立に必要な力の育成	多様な体験活動、交流活動の推進
	社会参加・参画機会の充実、居場所づくりの推進
やりがいを持って働く力の育成	キャリア教育の推進
	就労支援・就労支援機関との連携

2. 支援を必要とする子ども・若者とその家族のサポートの実施

方向性	施策の展開
子ども・若者に寄り添う相談体制の整備	相談体制の充実
	関係機関の連携強化
学び・暮らしの支援	学びの機会の確保
	経済的支援、暮らしの支援
困難な状況ごとの支援	不登校・いじめ防止
	ひきこもりの子ども・若者の支援
	障がいのある子ども・若者の支援
家庭における親育ちの支援	児童虐待への対応
	家庭教育の支援
経済的困難を抱える家庭に対する支援	子ども・若者育成に対する意識啓発
	経済的支援
適切な支援につなぐ相談機能の強化	ひとり親家庭への支援
	相談機能の強化

3. 子ども・若者の成長を地域で支えるための環境整備の実施

方向性	施策の展開
地域との連携の推進	関係機関の連携強化
安心・安全な環境の整備	地域安全活動等の推進
	有害情報等への対応
地域における多様な担い手の活用と育成	地域の人材と資源の活用
	担い手となる人材の育成

計画の対象

本計画の対象となる子ども・若者の範囲は、国が定めた「子供・若者支援推進大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期(30歳未満)を対象とします。